

掛川市条例第25号

掛川市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例をここに公布する。

令和3年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条の2第6項の規定に基づく特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の徴収)

第2条 市長は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収するものとする。

(特別徴収金の額)

第3条 特別徴収金の額は、当該機構関連事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担する額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じた額とする。

(徴収方法)

第4条 特別徴収金は、一時に徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(延滞金の徴収)

第5条 市長は、特別徴収金を納期限までに納付しない者がある場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促をしたときは、その者から延滞金を徴収するものとする。

2 前項の規定による延滞金の徴収に関し必要な事項については、掛川市税外収入金の延滞金に関する条例（平成26年掛川市条例第2号）の定めるところによる。

(徴収猶予及び減免)

第6条 市長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、特別徴収金の徴収を猶予し、又は減免することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

